

【2023年4月26日発行】

---

---

■ 人事労務マガジン／特集第208号 ■

---

---

---

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

---

厚生労働省 Twitter・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 Twitter>

- 手順1 Twitter アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. 産業雇用安定助成金に新たなコースを創設しました  
～4月1日から「事業再構築支援コース」を設置～
2. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期間を延長しました  
～2023年9月30日まで。両立支援等助成金の支給対象期間も延長～
3. 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施中  
～学生アルバイトなどのトラブル防止にご協力をお願いします～
4. 今年度も「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」をご利用いただけます（相談無料）～荷主企業と運送事業者の相談に電話とオンラインで対応～
5. 民間教育訓練機関の皆さまへ  
令和5年度「職業訓練サービスガイドライン研修」のご案内【再掲】
6. 民間教育訓練機関の皆さまへ  
～「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度」のご案内～【再掲】

---

【トピック 1】産業雇用安定助成金に新たなコースを創設しました  
～4月1日から「事業再構築支援コース」を設置～

---

この助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主を対象としたもので、新たな事業への進出など、事業再構築を行うために必要な新たな人材の円滑な受け入れを支援するものです。

【助成対象（主な要件）】

■事業主

①2023(令和5)年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」(※1)の応募書類を提出し、交付決定を受けていること

(※1)第10回公募要領の「物価高騰対策・回復再生応援枠」と「最低賃金枠」に限ります。また、事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限ります。

②下記の労働者の雇い入れにあたって、次のa～cの全ての条件を満たすこと

- a. 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること
- b. 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除きます）として雇い入れること
- c. 「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること

③下記の労働者の雇い入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと

■労働者

「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者で、次の①と②に該当する者

① 次のaかbのいずれかに該当する者

- a. 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者
- b. 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者

②1年間に350万円以上の賃金(※2)が支払われる者

(※2) 時間外手当と休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給と諸手当に限ります。また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限ります。

#### ■助成内容

助成額：

中小企業 280万円/人(※3)(140万円×2期(※4))

中小企業以外 200万円/人(100万円×2期)

(※3) 一事業主あたり5人までの支給に限ります。

(※4) 雇い入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給します。

詳しくは、厚生労働省ウェブサイトやリーフレット、パンフレットをご覧ください。

#### 【詳細はこちら】

産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/sankokinjigyousaikouchiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinjigyousaikouchiku.html)

---

【トピック2】新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期間を延長しました～2023年9月30日まで。両立支援等助成金の支給対象期間も延長～

---

このたび、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期間を、2023(令和5)年9月30日まで延長しました。

妊娠中の女性が、新型コロナウイルス感染症に感染すると、重症化するリスクが高いとされており、働く妊婦の方は、感染への大きな不安やストレスを抱える場合があります。こうした状況を踏まえて、妊娠中の女性労働者から、新型コロナウイルス感染のおそれへの心理的なストレスが母体・胎児の健康保持に影響を与える可能性があるとして、主治医等の指導を受けたとの申し出があった場合、事業主は、その指導事項に基づいて措置を講じる必要があります。

また、「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」の支給対象期間も、2023(令和5)年9月30日まで延長されることになりました。この助成金の主な制度内容は次のとおりです。

#### ■両立支援等助成金

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」

##### 【助成金の対象】

以下、①～④全ての条件を満たした事業主が対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等から休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備
- ②①の休暇制度の内容を、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容と併せて全ての労働者に周知した
- ③当該休暇を合計して20日以上取得させる
- ④男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を含む）について、自社で対応できる措置を具体的に就業規則等に規定し、全ての労働者に周知した

##### 【助成内容】

対象労働者1人当たり20万円（1事業所当たり5人まで）

##### 【申請期間】

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から2023(令和5)年11月30日まで

##### 【申請・お問い合わせ先】

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

#### ■詳細はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html)

---

【トピック3】「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施中

～学生アルバイトなどのトラブル防止にご協力をお願いします～

---

厚生労働省では、今月より、全国の大学生などを対象に、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施中です。

キャンペーン期間中、労働局では、アルバイトを始める前に知っておいてほしいポイントをまとめたリーフレットの配布や、大学を中心に出張相談などを実施します。学生アルバイトを雇う企業のご担当者の皆さまも、是非この機会に、アルバイトの労働条件についてご確認をお願いします。

#### 【キャンペーン概要】

■実施期間：2023(令和5)年4月1日～7月31日

#### ■特にチェックいただきたい事項

- (1) 書面で労働条件を示していますか？
- (2) 勤務シフトは適切ですか？また、学業と両立できるよう配慮していますか？
- (3) 労働時間を適正に把握していますか？
- (4) 商品を強制的に購入させたりしていませんか？
- (5) 遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？

#### ■厚生労働省の主な取り組み内容

- (1) 都道府県労働局による大学などへの出張相談の実施
- (2) 大学などでのリーフレットの配布などによる周知・啓発
- (3) 都道府県労働局や労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

#### 【詳細はこちら】

令和5年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施します

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32043.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32043.html)

厚生労働省ポータルサイト「確かめよう労働条件」

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/torikumi/>

---

【トピック4】今年度も「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」をご利用い

ただけます（相談無料）～荷主企業と運送事業者の相談に電話とオンラインで対応～

---

厚生労働省は、昨年8月に開設した「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」を、今年度も継続して設置します。

相談センターでは、トラック運転者の長時間労働改善に関して、荷主企業からの作業環境の改善に関する相談や、運送事業者からの労務管理上の改善、作業環境の改善に関する相談に対応しています。また、利用者の希望に応じてオンライン相談や現地での訪問支援を、今年度も無料で実施していきます。

【詳細はこちら】

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/consultation>

【再掲】

---

【トピック5】民間教育訓練機関の皆さまへ

令和5年度「職業訓練サービスガイドライン研修」のご案内

---

厚生労働省は、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（以下、「ガイドライン」）に基づき、民間教育訓練機関が行う職業訓練サービスの質の確保・向上への取り組みを支援しています。

このガイドラインを体系的に理解し、知識を習得していただくため、今年度も訓練運営責任者などを対象に「職業訓練サービスガイドライン研修」を実施しています。

■職業訓練サービスガイドライン研修（事前申し込み制・有料）

この研修は民間教育訓練機関に所属する方（訓練運営責任者、施設責任者、講師、就職支援担当者など）を対象としていますが、ガイドラインに関心のある方であればどなたでも受講できます。随時、申し込みを受け付けていますので、ぜひご検討ください。なお、今年度の受講申込期限は2024(令和6)年2月中旬頃を予定しています。

受講形式：インターネット上でのe-ラーニング

受講時間：約6時間

受講料：6,000円（税込み）

【研修制度の詳細】

職業訓練サービスガイドラインに関する施策について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/minikan\\_guideline.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minikan_guideline.html)

【研修の申し込み】

厚生労働省委託事業 職業訓練サービスガイドライン研修

<http://www.langate.co.jp/sgl/>

【お問い合わせ】

ランゲート株式会社（委託先）

<https://ssl.langate.co.jp/R04/sgltiaws/entry.php?type=elearning>

※お問い合わせフォームをご利用ください。

【再掲】

-----  
【トピック 6】民間教育訓練機関の皆さまへ

～「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度」のご案内～  
-----

「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度」は、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」に沿って、職業訓練サービスの質の向上に取り組む民間教育訓練機関の事業所を「適合事業所」として認定する国の制度です。

指定審査認定機関では、今年度の認定申請の受け付けを行っています。

■認定取得のメリット

- ・ 訓練の質の向上につながります。
- ・ 求職者支援訓練の認定や一部の委託訓練の受託に、評価の加点要素となります。
- ・ 適合事業所のみが使用できる「認定マーク」を広報に利用できます。

民間教育訓練機関の皆さま、この機会にぜひ認定取得をご検討ください。

※認定取得のためには、指定審査認定機関が定める所定の手数料が必要となります。

【認定制度の概要や申請方法など詳細はこちら】

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度

<https://jobtraining-guideline-certify.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ】

ランゲート株式会社（制度運営委託先）

<https://ssl.langate.co.jp/R04/sgltiaws/entry2.php?type=outline>

※上記ウェブサイトのお問い合わせフォームをご利用ください。

---

★バックナンバー

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga\\_page.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html)

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

●編集：厚生労働省

●当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

---